まっきょうとしょうがいしゃけいかく 東京都障害者計画 ましょうぎょうとしょうがいふくしけいかく 第3期東京都障害福祉計画

Antin ねんど Antin ねんど (平成24年度~平成26年度) のあらまし





ひょうししゃしん表紙写真

^{うえ}【上】

-----しょうがいしゃ 障害者インターンシップの様子

でだり

Laidfule 障害者インターンシップの様子

「下】

せんこくしょうがいしゃ 全国障害者スポーツ大会の様子

(右)

とうぎょうとしょうがいしゃ 東京都障害者スポーツ大会の様子

障害者計画・障害福祉計画とは

○ 「東京都障害者計画」

ではますがいしゃとなる。 かん きほんてき ではますがいしゃしゃく かん きほんてき できる 基本法に基づく計画で、障害者施策に関する基本的な はいかく ひる ぶんや まくひょう かか まくびょう かか まくびょう かか まくびょう かか まり できまれて きゅう でき 目標を掲げています。

() 「東京都障害福祉計画

しょうがいしゃじりっしえんぼう もと けいかく せいかっしえん かん くたいてき 障害者自立支援法に基づく計画で、生活支援に関する具体的 けいかく ひっよう かっとみりょう ちいきせいかっいこう な計画として、必要なサービスの見込量や、地域生活移行、いっぱんしゅうろう かん もくひょう かか 一般就労に関する目標などを掲げています。

とうぎょうと 東京都は、2つの計画を一体的に定めています。

けいかくきかん

計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間です。 上うきょうとしょうがいふくしけいかく 東京都障害福祉計画は、平成 20 年度までの第1期、平成 23 ないせい 20 年度までの第1期、平成 23 年度までの第2期に引き続き、第3期となります。

ままますとしょうがいしゃしょくすいしんかんがっかた東京都の障害者施策推進の考え方

東京都は、障害者が、必要な支援を受けながら、他の人と同じように、生活の在り方などについて、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、次のような社会の実現を曽指して、障害者施策を推進します。

しょうがいしゃ ちいき あんしん く しゃかい じつげん 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、どんなに障害が重くても、 ひつよう 必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

しょうがいしゃ あ まえ はたら しゃかい じつげん 2 障害者が当たり前に働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、生活の質の向上 を図るため、障害者が当たり前に働ける社会の実現を自指 します。

3 すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を 図り、障害者のことを都民が理解し、支え合いながら暮ら す地域社会の実現を自指します。 こうした社会を実現するため、5つの目標を掲げて、障害者 施策を推進していきます。

もくひょう ちぃき じりっせいかつ ささ しく 目標 1 地域における自立生活を支える仕組みづくり

もくひょう しゃかい い ちから たか しぇん 目標 2 社会で生きる力を高める支援

もくひょう あ 当たり前に働ける社会の実現

もくひょう 目標 4 バリアフリー社会の実現

もくひょう 目標 5 サービスを担う人材の養成・確保



目標 1 地域における自立生活を支える仕組みづくり

1-1 地域におけるサービス提供体制の整備

くしちょうそん ちょうせい 区市町村と調整しながら、月間のサービスや相談支援の量の見込 みを次のとおり定めました。

訪問系サービス(ホームヘルプサービスなど) 平成 22 年度の実績 13,731 人 694,776 時間 平成 26 年度の見込み 22,021 人 990,580 時間

にっちゅうかっどうけい 日中活動系サービス

せいかつかいざ、じゅうくんれん。しゅうろういこうしぇん。しゅうろうけいぞくしぇん。ごうけい(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の合計) へいせい ねんど じっせき Eh きゅうたいけいしせっぷん ふく 平成 22 年度の実績 33,274 人 (旧体系施設分を含む。) 平成 26 年度の見込み 40,313 人 695,971 人日分

りょうようか いご 療養介護

平成 22 年度の実績 70人 平成 26 年度の見込み 1,238 人

短期入所(ショートステイ)

平成 22 年度の実績 2,457 人 19,970 人日分 平成 26 年度の見込み3,738 人28,785 人目分

#ようどうせいかつえんじょ #ょうどうせいかつかいで 共同生活援助・共同生活介護(グループホーム・ケアホーム)

平成 22 年度の実績 5,282 人 平成 26 年度の見込み 7,441 人

しせっにゅうしょしえん 施設入所支援

平成 22 年度の実績 9,149 人 (旧体系施設分を含む。) 平成 26 年度の見込み 8,656 人

計画相談支援 (平成 24 年 4 月から)
平成 22 年度の実績 182 人 (サービス利用計画作成の対象)
平成 26 年度の見込み 9,802 人

地域移行支援 (平成 24 年 4 月から) 平成 26 年度の見込み 477 人

地域定着支援(平成 24 年 4 月から) 平成 26 年度の見込み 622 人

しょうがいしゃ ちいきいこう あんしんせいかつしえん ねん できるの地域移行・安心生活支援3か年プラン」

見込んだサービスの量に応じて、次のとおり「3か年プラン」を 変が、必要な定員の確保に取り組みます。

1 地域居住の場の整備

グループホーム・ケアホームを3年間で1,600人分増やします。

2 日中活動の場の整備

まざま にっちゅうかつどう ば を3年間で3,000人分増やします。

※「日中活動の場」とは、通所施設などにおける生活介護、 じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のサービスのことです。

3 在宅サービスの充実

短期入所(ショートステイ)を3年間で210人分増やします。

このほか、入所施設が設置されていない地域において、地域生活を支援する機能などを強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を推進します。

1-2 地域生活を支える相談支援体制等の整備

そうだれしえん せいねんこうけんせいとりようしえん 相談支援、成年後見制度利用支援、コミュニケーション支援、 にちじょうせいかつようくきゅうふ いどうしえん ちいきかつどうしえん 日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センターなどの事業 を区市町村が着実に実施するよう促すとともに、東京都は、サービスや相談支援を担う人材の養成に取り組みます。

障害者虐待防止法の施行に向けて、地域における支援体制の せいび 整備のため、区市町村との連携を進めるほか、通報に対して迅速 かつ的確に対応できる人材の育成のための研修を実施します。

はまざま かだい かんきょう へんか じゅうなん たいきう ちいき じつじょう あう 様々な課題や環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策に取り組む区市町村を支援するため、東京都は、しょうがいゃしょくすいしんくしちょうそんほうかつほじょじぎょう じっし 下障害者施策推進区市町村包括補助事業」を実施しています。

また、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス 第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を そくした 促進するとともに、利用者の選択を支援する取組を進めます。

東京都は、地域における支援体制の整備のため、区市町村と れたけい 連携しながら、広域自治体としての役割を着実に果たしていきます。



1-3 施設入所・入院から地域生活への移行促進

ちいきせいかつきばん。かくほ 地域生活基盤を確保するための取組に加えて、地域への移行支援 でいきゃくしえん。じゅうじつ、はかししょうがいしゃ。ちいきせいかつ と定着支援の充実を図り、障害者の地域生活への移行を促進します。

スくししせつにゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう **福祉施設入所者の地域生活への移行**

【地域移行に関する目標】

長期の施設入所者が施設を退所し、グループホームなどでの もいませいかつ いこう 地域生活へ移行することを自指します。

もくひょうたっせい 【目標達成のための方策】

- ① 障害者の地域移行に関する普及啓発を行います。
- ② 地域における区市町村の取組を支援します。
- ③ 入所施設による地域移行の取組を促します。

にゅうしょしせつ ていいん しせっにゅうしょしゃすう かん かんが かた 【入所施設の定員 (施設入所者数) に関する考え方】

平成 26 年度末の入所定員数が、平成 17 年 10 月 1 日時点の 定員数を超えないよう、引き続き取り組みます。

にゅういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

まいまいこう かん もくひょう 【地域移行に関する目標】

にゅういんしゃすう たい たいいんしゃすう わりあい こうじょう め ざ 入院者数に対する退院者数の割合の向上を目指します。

もくひょうたっせい 【目標達成のための方策】

- ① 広域的な支援体制を整備します。
- ② 地域における連携体制を構築し、退院後の生活を支援します。

ウー般住宅への移行支援

いっぱんじゅうたく いこう そくしん れんらくたいせい かくほ きんぎゅう じ 一般住宅への移行を促進するため、連絡体制の確保、緊急時の しぇん いっぱんじゅうたく にゅうきょしぇん かんけいき かん 支援、一般住宅への入居支援、関係機関によるサポート体制の ちょうせい じぎょう くしちょうそん せっきょくてき と る うなが 調整などの事業に、区市町村が積極的に取り組むよう促します。

1-4 障害特性に応じたきめ細かな対応

保健・医療・福祉など各分野の関係機関が連携して、精神 はまうがい じゅうしょうけい はったっしょうがい こうじのうきのうしょうがい できまざま 障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの様々な にようがい とくせい あう こまま たいあう あこむ になっていきます。 障害の特性に応じた、きめ細かな対応を行っていきます。

1-5 災害時における障害者支援

障害者を含む災害時要援護者の安全を確保するため、東京都は、 こういきできたますは、 に域的な立場から、災害時要援護者対策を行う区市町村を支援してきました。

今後、区市町村の現状や取組を改めて把握するとともに、区 したようそれ 市町村に対する支援を継続して実施し、災害に備える取組の くたいか 具体化や地域での協力体制の構築などについて、様々な機会を捉 え、区市町村に働きかけを行っていきます。

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、東京都と区市町村は、引き続き連携してきめ細かな対策を講じていきます。



もくひょう しゃかい い ちから たか しえん 目標 2 社会で生きる力を高める支援

2-1 障害児支援の充実

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、障害児の施設とサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村に見直されるなどの「障害児支援の強化」が図られることとなりました。東京都は、区市町村と連携して、法改正に適切に対応していきます。

2-2 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進

「東京都特別支援教育推進計画・第三次実施計画」には、都立まてきしょうがいとくべっしえんがっこう しょう ちゅうがっこう とくべっしえんがっきゅう つうきゅうしょうがっちゅう 知的障害特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導学級に在籍する児童・生徒の増加や、すべての学校、学級等に在籍していると考えられる発達障害の児童・生徒に対応した施策を盛り込んでいます。

をりっとくべつしえんがっこう 都立特別支援学校における個に応じた教育の充実を図るととも に、すべての学校で実施する特別支援教育を推進していきます。

2-3 職業的自立に向けた職業教育の充実

知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部職業学科を引き続き設置するともに、既存の知的特別支援学校普通科で小規模な職業学科を併設し、教育内容・方法の更なる充実を図ります。

しょくぎょうきょういく すいしん きぎょうしゅうろうりつ こうじょう はか また、職業教育の推進などにより、企業就労率の向上を図ります。 さらに、企業に対して理解と協力を求めていくとともに、企業 かいたく しゅうごう はか 見ゅうじつ はか 開拓などの就労支援の充実を図っていきます。

| 目標3 当たり前に働ける社会の実現

3-1 一般就労に向けた支援の充実・強化

いっぱんしゅうろう かん もくひょう 【一般就労に関する目標】

福祉施設で働く障害者、特別支援学校の卒業生や離職者などでいるはんじゅうろう きょうかいしゃ 一般就労を希望する障害者が、より多く、企業などで働けることを自指します。

もくひょうたっせい 【目標達成のための方策】

- かんけいきかん れんけい しょうがいしゃひとりひとり しゅうろう しぇん 関係機関が連携し、障害者一人一人の就労を支援します。
- ② 就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供します。
- ③ 障害者の雇用促進に向けて、企業を支援します。
- ④ 行政が率先して雇用の機会を提供します。

るくししせつ しゅうろうしぇん じゅうじつ きょうか 3-2 福祉施設における就労支援の充実・強化

福祉施設における工賃については、障害者が働くことの喜びやたっせいかんをうながら、地域で自立した生活を実現できる水準への向上を自指し、福祉施設に経営努力を促すとともに設備投資に助成するほか、区市町村の取組を支援します。また、福祉施設を対象として工賃引き上げのための研修を実施するとともに、福祉施設からのままた。また、福祉施設からのままた。は、1000円のおり組みます。

|目標4 バリアフリー社会の実現

4-1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

「東京都福祉のまちづくり推進計画」では、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを総合的に進めるため、快適ないどうなきなる整備、身近な建築物のバリアフリー化、わかりやすい情報提供などの施策を重点的な取組として位置づけています。東京都は、区市町村への支援などにより、身近な地域にあける福祉のまちづくりを推進していきます。

4-2 心のバリアフリーの推進

東京都は、引き続き、「すべての都民が共に暮らす地域社会」 の実現を目指し、様々な機会を通じて啓発・広報に努め、障害者への理解を促進していきます。

しまくひょう にな じんざい ようせい かくぼ 目標5 サービスを担う人材の養成・確保

東京都は、利用者に身近な地域で、サービスや相談支援が十分にはいる。 まずましている。 サービスや相談支援が十分に供給されるよう、様々な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上のため、専門的な支援ができる人材の養成・育成・確保に取り組みます。



MEMO

• • • • • • • • • •

MEMO

